野田市地域福祉活動計画

（第3次改訂版）

実施計画　令和8年度～令和12年度

令和8年3月

社会福祉法人　野田市社会福祉協議会

目　　次

第１章　見直しの概要

１　地域福祉活動計画（第３次改訂版）の策定について　・・・・・　1

２　計画の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

３　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

４　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２章　計画の体系

１　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第３章　実施計画

１　実施計画

【１】　住民参加による地域福祉活動の推進　・・・・・・・・・・　5

【２】　地域包括ケアシステムの確立　・・・・・・・・・・・・・・　22

【３】　社会福祉協議会の活動基盤の強化　・・・・・・・・・・・・　39

＜参考資料＞

１　野田市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱　・・・・・・・・　41

２　野田市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿　・・・・・・・・　42

第１章　　見直しの概要

第１章　見直しの概要

【１】地域福祉活動計画（第３次改訂版）の策定について

近年、急激な少子高齢化の進行や人口減少社会が顕在化しており、核家族化が進行し、伝統的な家庭の機能が弱体化し、「共に支え合い・助け合い」といった地域住民相互の社会的意識も希薄になってきているなど、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、コロナ禍を経て、経済的な困窮や社会的孤立、貧困の連鎖、ひきこもり、生きづらさ・不安、子育ての孤立化などの課題が顕著化してきました。

さらに、度重なる豪雨や地震などの自然災害に対する地域での取組みの必要性もこれまで以上に認識され、今後、地域福祉の推進がますます重要になってきています。

このような社会情勢の中、国が進める「地域共生社会の実現」においては、地域に生きる一人ひとりが尊重され、誰も取り残されることなく、状況に応じて能力を活かし支える側にも支えられる側にもなり、多様な形で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域づくりが期待されています。

地域共生社会の実現に向けた取組については、社会福祉法の一部を改正する法律により、複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行っていくため、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに関する３つの事業を一体的に行うものとして、重層的支援体制整備事業が創設されました。

野田市社会福祉協議会では、「地域福祉の推進役」として、地区社会福祉協議会による地域活動の支援や学童保育所等の野田市から事業を受託し、野田市と一体となって、各種施策に取り組んできました。

この「野田市地域福祉活動計画」は、平成１２年３月に『ふれあいと支え合い、福祉の心豊かなまちづくり』を基本理念に、社会福祉協議会が地域福祉推進の担い手として、総合的・計画的な事業展開を図るため１０年間を計画期間として策定し、平成１８年３月には計画の見直しを図り、さらに、平成２３年３月に第２次計画を策定し、令和３年３月に令和１２年度までの「野田市地域福祉活動計画（第３次）」を策定し、計画に基づき事業の推進に取り組んでまいりました。

本計画は、社会情勢の変化などを踏まえ５年ごとに見直すこととしていることから、今年度に計画を見直し、令和８年度から令和１２年度までの５年間の計画である第３次改訂版を策定するものです。

【２】計画の役割

野田市地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が民間組織としての柔軟性を活かした事業を実施・推進していくための計画であり、地域社会を構成するすべての人々に、福祉のまちづくりを進める上で指針となるものです。

したがって、本計画においては、民間福祉の中核的推進団体としての基本目標を設定し、これを実現するための基本的な方向性を定め、野田市社会福祉協議会における機能強化方策等を示した総合的な計画です。

【３】計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、社会福祉法に基づくとともに、国・県・市の福祉関連の制度や福祉計画を踏まえ、地域福祉推進の中核として機能を十分に果たすべく、誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、各種の事業に取り組むための計画的な施策に取り組む必要があります。

（野田市地域福祉計画（行政計画）との関連性）

「野田市地域福祉計画」は、上位計画である「野田市総合計画」の下、地域福祉計画を中心とし、社会福祉事業の計画的推進や、住民活動と公的サービスの連携を図るための指針となるもので、社会福祉法第１０７条に規定された行政計画となっています。

「野田市地域福祉活動計画」は、地域住民や各種団体等が地域福祉を推進するために、主体的に策定する民間の活動・行動計画です。

【４】計画の期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間とします。

第２章　　計画の体系

第２章　計画の体系

【１】計画の体系

基本目標１　住民参加による地域福祉活動の推進

【基本方針】

地区社会福祉協議会の活動の強化

- （１）地区社会福祉協議会の体制強化
  - ・地区社会福祉協議会補助金の交付
  - ・地区社会福祉協議会間の連携強化
- （２）地区(ボランティア)コーディネーターの機能強化
  - ・地区社会福祉協議会連絡会の実施
- （３）地区ボランティアスタッフの育成
  - ・地区社会福祉協議会ボランティアスタッフ懇談会の実施
- （４）活動拠点・財源の確保
- （５）地域住民への啓発活動

ボランティア活動の推進

- （１）ボランティア活動の啓発と育成
  - ・ボランティア情報の提供
  - ・ボランティア活動に参加できる環境の整備
  - ・各種ボランティア講座の開催
- （２）ボランティアセンターの機能強化
  - ・ボランティア情報の収集
  - ・ボランティア相談体制の強化
  - ・関係団体との連携強化
  - ・ボランティア活動の場の発掘

福祉教育の推進

- （１）児童・生徒の福祉教育の推進
  - ・福祉教育推進校等への活動支援
  - ・福祉教育へのボランティアの参画
- （２）福祉教育の推進

災害への取り組み

- （１）災害ボランティアセンターの運営

基本目標２　地域包括ケアシステムの確立

【基本方針】

在宅福祉サービスの推進強化

（１）児童・母子・父子福祉事業の推進
- ・受託事業の効率的な運営
- ・自主事業の積極的な取り組み

（２）高齢者福祉事業の推進
- ・受託事業の効率的な運営
- ・自主事業の積極的な取り組み

（３）障がい者(児)福祉事業の推進
- ・受託事業の効率的な運営
- ・障がい福祉サービス事業の強化とその他の自主事業の積極的な取り組み

（４）総合相談体制の整備

地域福祉支援活動の充実強化

（１）地区社会福祉協議会活動による福祉ニーズの把握

（２）関係機関との連携強化
- ・関係機関との連携強化
- ・生活支援体制整備事業への協力
- ・重層的支援体制整備事業への協力

（３）福祉団体等の対する支援事業

（４）要援護者(世帯)への支援
- ・受託事業の効率的な運営
- ・自主事業の積極的な取り組み

権利擁護事業の充実強化

（１）日常生活自立支援事業の効率的な運営

（２）成年後見制度の推進

基本目標３　社会福祉協議会の活動基盤の強化

【基本方針】

理事会・評議員会、各委員会等の組織体制の強化

事務局体制の強化

第３章　　実施計画

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	地区社会福祉協議会の活動の強化 	
実施計画	計画方針	（1）地区社会福祉協議会の体制強化
	活動事業	地区社会福祉協議会補助金の交付
活動の概要	内　容	全ての地区社会福祉協議会において、きめ細やかな事業活動が展開されるために補助金を交付し、併せて会費の還元を行います。 ①市補助金を各地区一律10万円 ②市補助金に加え、社会福祉協議会補助金として世帯数に応じた補助金を交付 ③一般会員会費納入額及び特別会員会費納入額の 40%を地区社会福祉協議会に還元

第3次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

22地区社会福祉協議会に対し、活動支援の一環として地区社協補助金及び会費還元金の交付を行いました。

会員及び会費納入額が減額傾向にあるため、会員規程を改正し、地区社協への還元額を改正しました。

会費還元金

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6,113,600円	6,102,122円	5,925,527円	5,577,700円

補助金（野田市）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,200,000円	2,200,000円	2,200,000円	2,200,000円

補助金（社協）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,214,702円	2,237,532円	2,231,667円	2,250,072円

〔課題〕

会費納入減少が地区社協活動費の減少につながるため、会費確保に向けた対応が必要です。

第3次改訂版の目標

引き続き各地区社協に対して活動費を交付するとともに、財源確保に対する支援を行っていきます。

活動期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
継続支援	→	→	→	→

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	地区社会福祉協議会の活動強化	
実施計画	計画方針	（1）地区社会福祉協議会の体制強化
	活動事業	地区社会福祉協議会間の連携強化
活動の概要	内　容	「地区社会福祉協議会連絡会」を年2回以上開催し、いきいきサロンで活用できる社会資源や情報交換を行い、情報の共有を図り、地区社会福祉協議会間の連携を強化しています。
第3次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 地区社協連絡会を開催し、地区社協間の連携強化を図りました。 令和3年度より、地区社協ボランティアスタッフ懇談会と共催で実施し、相互の活性化が図られています。 〔課題〕 地区ボランティアスタッフ懇談会と内容も重複することも多いため、統合にむけ検討する必要があります。地区社協役員の高齢化と担い手不足が進んでおり、持続可能な体制づくりが課題です。
第3次改訂版の目標		地区ボランティアスタッフ懇談会との統合に向けた検討を行います。 自治会をはじめ地域の福祉施設や当事者団体との連携や交流により、担い手を育成しながら持続可能な体制づくりに取り組みます。

活動期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	ボランティアスタッフ懇談会との統合にむけた検討	統合	情報共有	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="5">1　住民参加による地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="5">地区社会福祉協議会の活動強化</td></tr>
<tr><td colspan="5"> 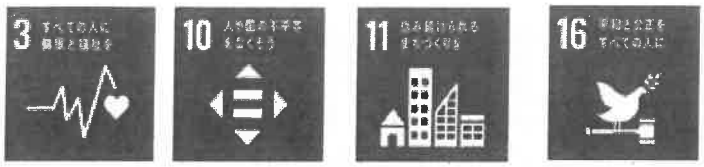 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td colspan="4">（2）地区（ボランティア）コーディネーターの機能強化</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td colspan="4">地区社会福祉協議会連絡会の実施</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td colspan="4">地区社会福祉協議会連絡会は、市社会福祉協議会からの情報提供のほか、活用できる社会資源の紹介など、毎年テーマを変えながら年２回以上実施しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３次計画における
取組及び評価・課題</td><td colspan="4">〔取組実績・評価〕
地区社協連絡会を開催し、情報提供を行い地区社協間の連携を強化しました。
令和３年度より、地区社協ボランティアスタッフ懇談会と共催で実施しました。

〔課題〕
地区ボランティアスタッフ懇談会と内容が重複することも多いため、統合にむけ検討する必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３次改訂版の目標</td><td colspan="4">地区ボランティアスタッフ懇談会との統合に向けた検討を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">活動期間</td><td>令和８年度</td><td>令和９年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr>
<tr><td>ボランティアスタッフ懇談会との統合にむけた検討</td><td>統合</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr>
</table>

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	地区社会福祉協議会の活動強化	
	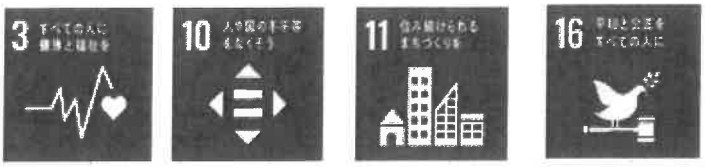	
実施計画	計画方針	（3）地区ボランティアスタッフの育成
	活動事業	地区社会福祉協議会ボランティアスタッフ懇談会の実施
活動の概要	内　容	地区社会福祉協議会のボランティア担当スタッフが福祉制度や地区社協活動に活用できる知識、技能を身に付けてスキルアップを図ること及び、地区社会福祉協議会間の交流の活発化を目的に地区社会福祉協議会ボランティアスタッフ懇談会を開催します。
第3次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 令和3年度より、地区社会福祉協議会連絡会と共催で実施し、ニーズに合ったテーマを選定しながら懇談会への積極的な参加を促しました。 ・R3年度 ①「災害ボランティアセンターについて」（R3.6.29）参加人数25名 ②介護レクリエーションサポーター・スキルアップ研修（R3.11.19）参加人数15名 ・R4年度（R4.12.14）参加人数23名 「地区社協活動で活用できるボランティアグループの紹介」 ・R5年度（R6.1.10）参加人数28名 「風水害に関する研修」 「災害ボランティアセンターについて」 ・R6年度（R7.1.24）参加人数22名 「災害ボランティアセンターについて」 「令和6年能登半島地震における千葉県社会福祉協議会の取り組み」 〔課題〕 近年の傾向として、災害に備えた研修や、災害発生時における市社協と地区社協との連携に触れた内容が増加しているため、より充実した内容を企画する必要があります。
第3次改訂版の目標		地区社会福祉協議会が抱える課題など、ニーズにあったテーマを選定し、懇談会への積極的な参加を促します。 併せて、グループディスカッションや参加型の講座を取り入れることにより、通常の講座よりも理解や連携が深まるような内容を検討し、地区社会福祉協議会活動の充実に繋げます。

活動期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	ニーズの把握・懇談会開催	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">1　住民参加による地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">地区社会福祉協議会の活動強化</td></tr>
<tr><td colspan="2"> 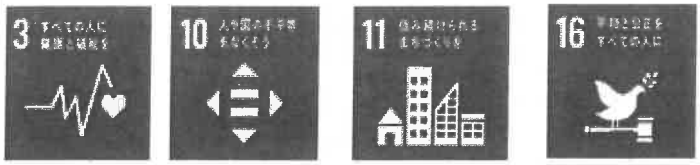 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（4）活動拠点・財源の確保</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>活動拠点・財源の確保</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>活動拠点の確保については、各地区社会福祉協議会が属する公民館などを拠点としていますが、地域ぐるみ福祉を効果的に促進するため、市社会福祉協議会が学校や市等の関係機関との協議に努めます。
また、地区社会福祉協議会への補助金は、各地区の会費の納入状況に左右されることから、地区社会福祉協議会活動の意義を市民に引き続き啓発します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次計画における取組及び評価・課題</td><td>〔取組実績・評価〕
財源確保の観点から事業内容の啓発を行うため市内4か所において説明会を実施し、会員加入の促進を図りました。

会費納入状況
<table>
<tr><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr>
<tr><td>17,074,922円</td><td>16,625,177円</td><td>15,840,400円</td><td>15,754,593円</td></tr>
</table>
〔課題〕
財源確保のため幅広い世代への事業周知・広報方法について検討する必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次改訂版の目標</td><td>財源確保に向け、引き続き、新興住宅や未加入団体などに向けSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用し、社協活動のPRを行い、会員加入の促進を図ります。同時に市内企業への当協議会の活動について周知を行い、法人会員の加入促進を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">活動期間</td><td>
<table>
<tr><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th></tr>
<tr><td>企業への周知</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	地区社会福祉協議会の活動強化 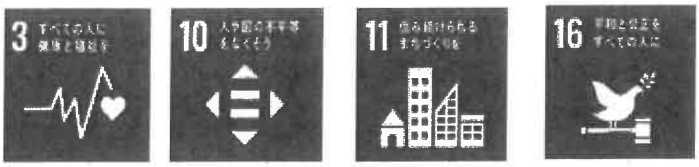	
実施計画	計画方針	（５）地域住民への啓発活動
	活動事業	地域住民への啓発活動
活動の概要	内　容	各地区社会福祉協議会がそれぞれの特色を活かし、ふれあい・いきいきサロンなどの活動を実施していますが、地域住民に地区社会福祉協議会の活動が伝えきれていないことから、引き続きあらゆる情報媒体を通じて周知していきます。
第３次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 広報紙及び野田市社会福祉協議会の案内を発行し、自治会長を通じて各世帯に配布しました。 地区社協のサロン活動をSNSで発信し、広く情報提供に努めました。 〔課題〕 地区社協向けの講座の開催は実施できませんでした。地区社協向けのスマートフォンを用いた講座を再検討します。
第３次改訂版の目標		紙媒体での広報に留まらず、タウン誌やホームページやＳＮＳを活用し、タイムリーな情報提供に努めます。 引き続きＳＮＳを地区社協においても活用できるよう、講座の開催を検討します。

活動期間	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	SNS講座開催	情報提供	→	→	→

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	ボランティア活動の推進	
	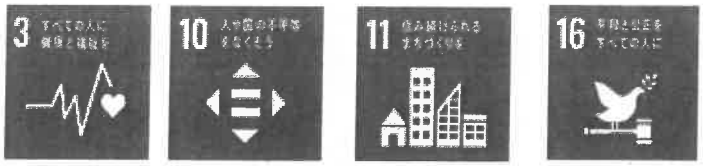	
実施計画	計画方針	（1）ボランティア活動の啓発と育成
	活動事業	ボランティア情報の提供
活動の概要	内　容	ボランティアに関する情報をより広く効果的に周知できるよう、これまでのボランティア通信の掲示・配布、ホームページへの掲載に加え、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」への掲載、ＳＮＳの利用等、様々なツールで情報の提供を展開します。 その他、年２回ボランティアセンターの広報活動として、市内の商業施設においてチラシ等を配布し、ボランティア活動の促進に努めます。
第３次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 ボランティア情報を次の方法・媒体を活用し、わかりやすく工夫しながら発信しました。 1　社協広報紙「社福のだ」への掲載（随時） 2　社協ホームページへのボランティア情報の掲載（随時） 3　SNS 運用：X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、LINE 4　ボランティア通信の発行 登録ボランティア、市内福祉施設、公共施設、小中学校、駅、郵便局等に配布 5　登録ボランティアグループ一覧の整備（随時社協ホームページへ掲載） 6　出張「広報活動」の実施 R4 年度（R4.11.11） R5 年度（①R5.11.1　②R6.3.11） R6 年度（①R6.11.1　②R7.3.11） 〔課題〕 SNS やインターネットを見たことによる活動希望があり、多様な媒体を用いての情報発信が必要です。 情報発信の手段が多岐に渡るため、すべての媒体を円滑に管理・運用していく必要があります。
第３次改訂版の目標		ボランティアの情報を分かりやすく、魅力的に伝えられるようボランティア通信の記事の内容など工夫していきます。 また、引き続きボランティア情報の掲載、研修や活動助成金等の情報についてもホームページ、ボランティア通信に掲載し、幅広い世代へボランティア活動の普及に努めます。

活動期間	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	SNS による情報収集・発信の強化	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="5">1　住民参加による地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="5">ボランティア活動の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5"> 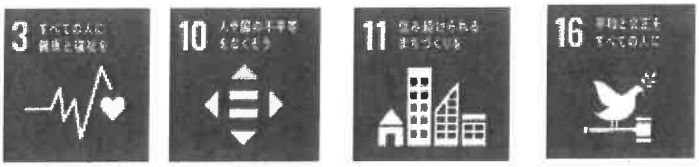 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td colspan="4">（1）ボランティア活動の啓発と育成</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td colspan="4">ボランティア活動に参加できる環境の整備</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td colspan="4">市民だれもがボランティア活動に取組やすい環境づくりを目的とし、ボランティアを身近に感じられるよう様々なボランティア団体が参加する「市民ふれあいハートまつり」の事務局として協力していきます。
様々な障壁により、自立したボランティア活動が困難な方を支援するため、偶数月の第3金曜日に使用済み切手を活用した「しおり作りボランティア活動」を行っていきます。
また、ボランティアセンターの活動を分かりやすく伝えるため、「ボランティアセンターのしおり」を作成し、来会者への説明時に配布します。さらに、ボランティア活動実施、希望者のための環境づくりを重視し実践していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次計画における
取組及び評価・課題</td><td colspan="4">〔取組実績・評価〕
ボランティア団体や当事者団体等のネットワークづくりとボランティア活動に参加できる環境づくりを目的に「市民ふれあいハートまつり」を開催しました。
令和4年以降は「のだ市民活動ふれあいフェスティバル」と称し、「福祉のまちづくりフェスティバル」「市民活動元気アップふぇすた」と同時開催しました。
初級音訳（朗読）講座を開催し、視覚障がい者に向けて市報や図書の録音・CD制作を行う音訳ボランティアを養成しました。(R5.5.10～R5.7.26　全12回)
自立したボランティア活動に参加し難いボランティア希望者の活動の場（しおり作りボランティア）を提供しました。

〔課題〕
市民ふれあいハートまつりについては、他イベント参加団体との交流やネットワークづくりを深めるため、適切な開催方式の検討が必要です。
しおり作りボランティアについては、引き続き適正な運営に努めていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次改訂版の目標</td><td colspan="4">ボランティア活動を身近に感じていただけるよう参加しやすいボランティア関係の行事を通じ、地域福祉・ボランティアの活性化に尽力していただける人材発掘に努めていきます。
また、ボランティアセンターへの来会者に対して、ボランティアへの「興味」を「活動」へ繋げられるように、来会者のニーズに合った、きめの細かい対応を実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">活動期間</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr>
<tr><td>行事開催の
検討・開催</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr>
</table>

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	ボランティア活動の推進 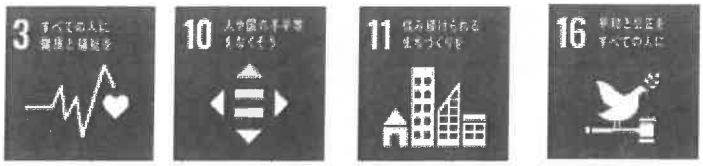	
実施計画	計画方針	（1）ボランティア活動の啓発と育成
	活動事業	各種ボランティア講座の開催
活動の概要	内　容	市内在住・在学中の学生を対象に「夏休みボランティア体験」を実施します。一層のボランティア活動の啓発、福祉分野の職業選択の一助、地域における次代のマンパワーに繋げることを目的として、内容の富んだボランティア体験を行っていただき、実りあるボランティア活動の啓発・育成を行っていきます。 また、誰もが住みよい街づくりを目指し、車椅子・目隠し歩行体験講座をボランティア団体と共催で行っています。継続した開催のためにも、地域コーディネーター、保護者とのより一層の共同の取組ができる体制づくりに努めます。
第3次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 夏休みボランティア体験においては、高齢者の疑似体験をはじめ、要約筆記体験、春休みボランティア体験では化学実験教室など、様々な分野での体験学習を実施しました。 1　夏休みボランティア体験 R3年度　R3.7.29「高齢者疑似体験プログラム」参加者3名 R4年度　R4.7.28「手話体験コース」参加者8名 R4.8.8「国際交流体験コース」 （新型コロナウイルス感染症により中止） R5年度　R5.7.28「まめっこ講演コース」参加者4名 R5.8.9「要約筆記体験コース」参加者7名 R6年度　R6.7.31「高齢者疑似体験」参加者14名 R6.8.25「科学実験教室」参加者28名 2　春休みボランティア体験 R5年度　R6.3.31「科学実験教室」参加者21名 〔課題〕 取り扱う講座の内容により、参加者数の変動が見られため、より興味を持ってもらえる内容の選定や、周知の方法を検討する必要があります。
第3次改訂版の目標		将来のボランティアの担い手の育成を目指し、学生向けの講座開催や地域住民との連携した活動を行います。 また、より多くの人に参加してもらえるよう、情報を広く効果的に周知できるよう、ボランティア通信の掲示・配布、ホームページへの掲載に加え、ＳＮＳの利用等、様々なツールで情報の提供を展開します。

活動期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	講座内容と周知方法の検討・講座開催	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">1　住民参加による地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">ボランティア活動の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2"> 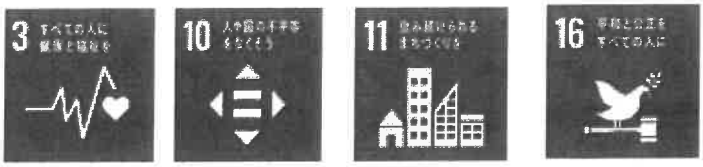 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（2）ボランティアセンターの機能強化</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>ボランティア情報の収集</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>ボランティアセンターではボランティア活動希望者が活動を始めるきっかけになるよう、センターで得た情報を広報紙やホームページ、ＳＮＳを活用して様々な手段を講じ、市民の方々へ情報を提供しています。
情報の収集については、市内公共施設や福祉施設、地区社会福祉協議会やボランティア連絡協議会、ボランティア団体等と連携を取り、多くの情報を得ることができるような体制づくりに努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３次計画における
取組及び評価・課題</td><td>〔取組実績・評価〕
市内の福祉施設、学童保育所、自治会、地区社協等からボランティアの要請を受けました。

ボランティア要請件数
<table><tr><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>32 件</td><td>54 件</td><td>141 件</td><td>180 件</td></tr></table>
〔課題〕
新型コロナウイルス感染症の影響により減少していたボランティアの要請及び受入れ件数は、徐々に増えていますが、ボランティアの受入が可能な施設との関係維持に努め、さらなる情報収集及び発信に努めていく必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３次改訂版の目標</td><td>市内の福祉施設等からのボランティア要請の受入れ・情報収集を継続して実施します。
また、ホームページやＳＮＳを活用し、集約した情報を市民へ発信するための体制の整備に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">活動期間</td><td><table><tr><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th><th>令和 12 年度</th></tr><tr><td>情報収集・発信の体制整備</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr></table></td></tr>
</table>

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	ボランティア活動の推進 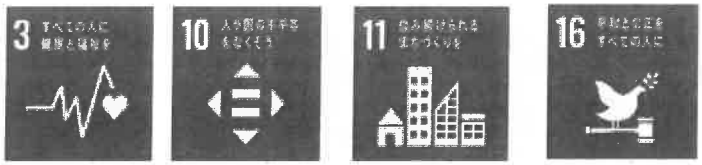	
実施計画	計画方針	（2）ボランティアセンターの機能強化
	活動事業	ボランティア相談体制の強化
活動の概要	内　容	ボランティアセンターの開所時間中は、コーディネーターが常時待機・対応できる体制を整え、ボランティアをしたい方と必要な方の調整を行い、相談にお越しいただいた方がボランティア活動に参加できる環境や機会づくりを進めるとともに相談者のニーズの把握、来会しやすい雰囲気づくりに努めていきます。 また、商業施設での出張広報活動を実施します。

第3次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

新型コロナウイルス感染症の影響により減少していたボランティアセンターへの相談件数及び登録者数は徐々に増えています。

また、コーディネーター及び担当職員の資質向上を目的に、次の研修に参加しました。

「同行援護従事者養成研修一般課程」（場所）未来ケアカレッジ柏校
R5.4.11、4.18、4.25の3日間　　（受講職員）　2名

相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人	93件	136件	176件	225件
団体	173件	255件	377件	421件

登録者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人	113人	117人	146人	160人
団体	83団体 1,301人	86団体 1,388人	90団体 1,504人	93団体 1,491人

〔課題〕

近年、高齢者や障がいのあるボランティア活動希望者も増えてきており、相談者の希望や特性に合った活動先を案内していく必要があります。

第3次改訂版の目標

相談しやすいボランティアセンターを目指し、また相談業務の充実を図るため、職員の積極的な研修参加等、資質向上に努めます。

様々な商業施設において出張広報活動を行うことで、多くの方にボランティアセンターの活動を周知します。

活動期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
相談受付・出張広報・研修会参加	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="5">1　住民参加による地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="5">ボランティア活動の推進</td></tr>
<tr><td colspan="5"> 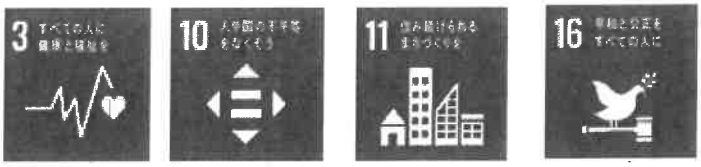 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td colspan="4">（２）ボランティアセンターの機能強化</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td colspan="4">関係団体との連携強化</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td colspan="4">ボランティアセンター運営委員は、社会福祉協議会理事、ボランティア需要側（施設及び当事者団体）、ボランティア（ボランティア連絡協議会・地区社会福祉協議会・ＮＰＯ法人・慈善団体）、福祉施設、学識経験者、関係行政機関から選出されています。ボランティアに関する様々な角度からの意見をいただく中で、センターの運営やニーズを把握して、さらなる協力・連携を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３次計画における
取組及び評価・課題</td><td colspan="4">〔取組実績・評価〕
ボランティアセンター運営委員会において、ボランティア団体の代表者や教育関係者、行政関係者から意見や指摘をいただき、ボランティアセンターの運営に活かすとともに機能強化に努めました。

R3　①R3.7.16　②R4.3.16（中止）
R4　①R4.7.13　②R5.3.9
R5　①R5.7.4　②R6.2.19
R6　①R6.7.8　②R7.2.18

〔課題〕
積極的な意見交換が行えるように議題、協議内容について検討が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３次改訂版の目標</td><td colspan="4">委員会を通じてボランティアセンター事業への協力が得られるボランティア登録の団体やボランティア連絡協議会など関係団体の調査、連携を図り、センターの更なる機能強化に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">活動期間</td><td>令和８年度</td><td>令和９年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr>
<tr><td>議題・協議内容の充実</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">1　住民参加による地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">ボランティア活動の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2"> 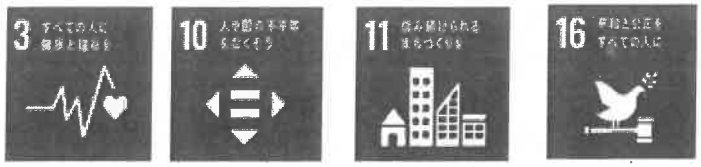 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（2）ボランティアセンターの機能強化</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>ボランティア活動の場の発掘</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>ボランティア活動希望者に、活動先の情報をより多く知っていただくため、ボランティア受入れ施設毎の紹介資料を作成し、掲示していますが、ボランティア受入先は福祉施設が大半であり、公共・文化施設での受け入れは一部という状況であるため、ボランティア活動希望者と受入先の需要と供給のバランス調整を図ります。
また、障がいがあり自立した活動が難しい方のボランティアを行う場所を提供するために、野田市ボランティアセンターが独自に行っている「しおりづくりボランティア」を実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次計画における取組及び評価・課題</td><td>〔取組実績・評価〕
ボランティア掲示板を活用し、ボランティア活動希望者への情報提供を行いました。
また、知的障がい者の社会参加とボランティアの育成を図ることを目的に「じょいんと」を実施しました。
R3年度　新型コロナウイルス感染症の影響により中止
R4年度　新型コロナウイルス感染症の影響により中止
R5年度　①R5.7.29　参加人数34人うちボランティア14人
②R5.12.2　参加人数26人うちボランティア14人
③R6.2.17　参加人数46人うちボランティア20人
R6年度　①R6.7.27　参加人数31人うちボランティア14人
②R6.12.7　参加人数24人うちボランティア12人
③R7.2.15　参加人数42人うちボランティア21人

〔課題〕
ボランティア活動希望者の活動先として公共・文化施設での受け入れに向けた取り組みを行う必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次改訂版の目標</td><td>福祉施設をはじめ、公共・文化施設へ受け入れを広げるため、現在社協ロビー、市役所正面玄関で行っている情報掲示を公民館等その他の公共施設でも行い、積極的な情報提供に努めます。また、ボランティア育成の場としてのじょいんと事業や、障がいのある人も活躍できるようなボランティアの場の提供を継続的に行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">活動期間</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr>
<tr><td>公共施設への掲示・受け入れ先の発掘</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr>
</table>

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	福祉教育の推進	
実施計画	計画方針	（1）児童・生徒の福祉教育の推進
	活動事業	福祉教育推進校等への活動支援
活動の概要	内　容	県において、モデルとなる福祉教育実践活動を促進するため、市内の小学校、中学校、高等学校が福祉教育推進指定校として令和元年度に指定されました。 地域、地区社会福祉協議会、福祉団体等との連携を図り、児童、生徒に対し授業や行事を通して福祉教育を実施していきます。 社会福祉協議会としては、主に地域の福祉団体との連携を支援し、実践を深め継続的な活動となるよう、推進校を支援します。
第3次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 福祉教育推進指定団体として「西部地区社会福祉協議会」、福祉教育推進指定校として「岩木小学校、岩名中学校、清水高等学校」が令和元年度より3か年のパッケージ指定方式により指定を受けました。 新型コロナウイルス感染症の影響により、交流を中心とした取り組みは中止となりましたが「地域で困っている人を助けよう！」をテーマとした探求学習を各学校で行い福祉教育を推進しました。 〔課題〕 パッケージ指定の終了後も各学校と地域との交流を継続していく必要があります。
第3次改訂版の目標		福祉教育推進にかかわるフォーラム、説明会等に参加することで情報を収集し、地区社会福祉協議会・当事者団体・ボランティア団体等の地域との連携を支援し、継続した福祉教育活動を行えるよう努めていきます。

活動期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	説明会等への参加・情報収集	→	→	→	→

基本目標	1　住民参加による地域福祉活動の推進	
基本方針	福祉教育の推進 	
実施計画	計画方針	（1）児童・生徒の福祉教育の推進
	活動事業	福祉教育へのボランティアの参画
活動の概要	内　容	市内小中学校で車椅子・目隠し歩行体験講座をボランティア団体と共催で実施します。 引き続き小中学校の福祉教育におけるボランティアの協力を斡旋し、主体的に参画していきます。
第3次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 市内中学校の卒業記念として配布していた福祉啓発冊子「はじめの一歩を応援します」は、実際の活動へとつながった実績が見られなかったため、令和3年度を以て廃止しました。 「ボランティア養成講座」を開催し、市内小中学校での福祉教育に携わるボランティアの育成に努めました。 ボランティア養成講座 R5年度（R5.8.22）参加者8名 R6年度（R6.7.12）参加者4名 〔課題〕 養成講座の実施により、小学校での福祉教育（車椅子・目隠し歩行体験）に携わるボランティアの育成につながりましたが、ボランティアの高齢化も進んでいることから、継続的に講座を実施していく必要があります。
第3次改訂版の目標		引き続き福祉教育に協力していただけるよう、市内学校及び地域住民やＰＴＡの方にも積極的に働きかけを行います。

活動期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	市内学校及び地域住民、PTAへの協力依頼	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">1　住民参加による地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">福祉教育の推進</td></tr>
<tr><td colspan="2"> </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（2）福祉教育の推進</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>福祉教育の推進</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>福祉教育におけるボランティアセンターの担う役割は大きく、市民、学校、ボランティア、障がい者等が連携して福祉教育を考えていく必要があり、その中でボランティアセンターはパイプ役としてその活動を行っていきます。</td></tr>
<tr><td>第3次計画における取組及び評価・課題</td><td colspan="2">〔取組実績・評価〕
市内の小中学校において、車椅子・目隠し歩行体験講座を実施し、併せてボランティアセンターの活動啓発に努めました。

車椅子・目隠し歩行体験講座
<table><tr><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>3校</td><td>5校</td><td>7校
うち中学校1校</td><td>12校</td></tr></table>
〔課題〕
中学校での実施数が少ないため、実施内容の見直しやアプローチの方法を検討する必要があります。</td></tr>
<tr><td>第3次改訂版の目標</td><td colspan="2">引き続き地域・学校等へ働きかけを行い、ボランティアセンターとしての啓発活動に努めます。</td></tr>
<tr><td>活動期間</td><td colspan="2"><table><tr><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th></tr><tr><td>地域・学校への情報提供及び実施依頼</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">1　住民参加による地域福祉活動の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">災害への取り組み</td></tr>
<tr><td colspan="2">
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（1）災害ボランティアセンターの運営</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>災害ボランティアセンターの運営</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>地震や台風等により被災して地域が大きな被害を受けた際に、被災地及び被災者の生活再建を支援することを最大の目的とし、合わせてボランティア活動を支援することを目的として災害ボランティアセンターを設置・運営します。
また、平時には円滑な災害ボランティアセンター設置に備え、研修及び設置・運営訓練を実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次計画における取組及び評価・課題</td><td>〔取組実績・評価〕
災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施し、災害発生時に備えました。

設置運営訓練実施状況
令和3年度（R4.2.25）職員によるオペレーション訓練
令和5年度（R6.3.9）地区社協に参加を呼びかけ設置運営訓練を実施
併せて能登半島地震実践報告

〔課題〕
オペレーション確認が中心の訓練であるため、より現実に即した訓練内容の実施が必要です。災害対策システム（Kintone）の運用訓練が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次改訂版の目標</td><td>定期的な研修や現実に即した設置・運営訓練を実施し、災害対策システム（Kintone）の運用訓練を実施します。</td></tr>
</table>

活動期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	研修会及び訓練の実施 災害対策システムの導入	研修会及び訓練の実施	→	→	→

基本目標	２　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	在宅福祉サービスの推進強化 	
実施計画	計画方針	（１）児童・母子・父子福祉事業の推進
	活動事業	受託事業の効率的な運営
活動の概要	内　容	学童保育所の運営については引き続き 13 か所の学童保育所の運営を受託します。 この他、ファミリー・サポート・センター運営事業、育児支援家庭訪問事業を受託し、市の児童福祉サービスの一翼を担っていきます。
第３次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 令和６年度から関宿中央第二学童保育所は関宿中央学童保育所へ、柳沢第二学童保育所は柳沢学童保育所へ統合され委託契約が解除となり、尾崎第二学童保育所は尾崎学童保育所へ、七光台第二学童保育所は七光台学童保育所へ統合され、市内 13 か所の学童保育所を受託し効率的な運営に努めました。 その他、ファミリー・サポート・センター運営事業、育児支援家庭訪問事業を受託し、児童福祉サービスの充実に努めました。 児童館管理事業は、令和４年７月 31 日をもって受託が終了となりました。 〔課題〕 学童保育所については、適切な人員配置や経費について、必要に応じ市と協議していく必要があります。また、入所児童数が定員よりも大幅に増加している学童については、特に児童の事故やけが等がないように努めるとともに、適正な定員で運営することを前提に引き続き市と協議していきます。 ファミリー・サポート・センターについては、利用会員に対して提供会員数が十分でないところから、提供会員の増員を図るとともに、全会員が気持ちよく利用できるよう、根本的な仕組みやルールを見直し、より良い児童福祉サービスとなるよう調整する必要があります。 育児支援家庭訪問事業においては、支援員の負担軽減を図るとともに、適切な支援が行われるよう努める必要があります。
第３次改訂版の目標		事業運営に係る適切な人員や経費を確保しながら、引き続き効率的な運営に努めます。

活動期間	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	効率的な運営	→	→	→	→

基本目標	2　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	在宅福祉サービスの推進強化	
実施計画	計画方針	（1）児童・母子・父子福祉事業の推進
	活動事業	自主事業の積極的な取り組み
活動の概要	内　容	チャイルドシート貸出事業は、老朽化が進んだチャイルドシートの入替えを行いながら実施し、目に見える事業として市民に浸透していることから、引き続き積極的に取り組んでいきます。

第3次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

老朽化が進んでいるチャイルドシートは、入替えを行いながら貸出を実施しました。

チャイルドシートの貸出期間について、6か月以内（最大1年間以内）の貸出期間を廃止し、3か月以内の貸出期間のみとすることで、多くの方に利用していただけるように要綱の改正を行いました。

子どもの遊び場に設置している遊具については、令和5年度から市が一括管理することになりました。

チャイルドシート貸出実績

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
170件	78件	153件	163件	100件

〔課題〕

今後も積極的に貸出を行うために、事業について適正な理解をしてもらい、持続可能な事業となるよう改善を続けていく必要があります。

第3次改訂版の目標

少子化、ひとり親家庭等対策の各種施策を調査研究しながら、市民のニーズに対応できる自主事業の企画立案を進めていきます。

活動期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ニーズに合わせた企画立案	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">2　地域包括ケアシステムの確立</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">在宅福祉サービスの推進強化</td></tr>
<tr><td colspan="2"> 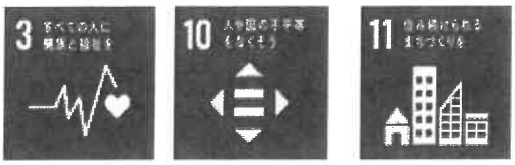 </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（2）高齢者福祉事業の推進</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>受託事業の効率的な運営</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>関宿福祉センターやすらぎの郷の管理運営をしています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次計画における
取組及び評価・課題</td><td>〔取組実績・評価〕
関宿福祉センターやすらぎの郷は、地域住民のコミュニティの場として、幅広い年代の方に利用いただいており、効率的な運営に努めました。

やすらぎの郷利用者数
<table><tr><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>6,517人</td><td>14,130人</td><td>18,236人</td><td>18,148人</td></tr></table>
〔課題〕
引き続き効率的な運営に努めるとともに、施設の老朽化による故障も増えているため、施設管理について市と協議する必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次改訂版の目標</td><td>引き続き効率的な運営に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">活動期間</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr>
<tr><td>効率的な運営</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr>
</table>

基本目標	２　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	在宅福祉サービスの推進強化 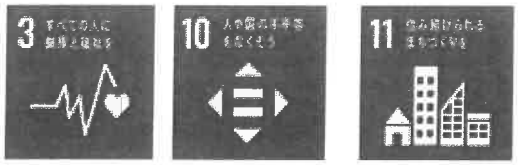	
実施計画	計画方針	（２）高齢者福祉事業の推進
	活動事業	自主事業の積極的な取り組み
活動の概要	内　容	車いす及び車いす対応自動車を貸出し、在宅介護者への支援を図っていきます。

第３次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

車いす及び車いす対応自動車の貸出を行い、在宅介護者の支援を図りました。
新たな取り組みについて検討しています。

車いす貸出事業実績（貸出件数）

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
355 件	475 件	461 件	467 件

たんぽぽ号（車いす対応軽自動車）貸出実績（貸出件数）

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
183 件	232 件	291 件	357 件

ゆうあい号（車いす対応普通自動車）貸出実績（貸出件数）

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
71 件	55 件	54 件	48 件

さわやか号（マイクロバス）貸出実績（貸出件数）

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
6 件	31 件	36 件	24 件

〔課題〕

車いす対応自動車については、貸出中の事故による保険料負担が増加していることから、受益者負担について検討する必要があります。

さわやか号（マイクロバス）貸出事業は、貸出実績も月平均３回未満と少なく、車両維持費も高額であるため、事業の見直しを図る必要があります。

第３次改訂版の目標

ニーズを整理し、財源や体制を踏まえた上で、新たなインフォーマルなサービスの取組を検討します。

活動期間

令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
効率的な運営	→	→	→	→

基本目標	2　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	在宅福祉サービスの推進強化	
実施計画	計画方針	（3）障がい者（児）福祉事業の推進
	活動事業	受託事業の効率的な運営
活動の概要	内　容	手話奉仕員養成講座、点字・声の広報等発行事業を受託し、円滑な運営に努めます。

第3次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

市からの委託により、手話奉仕員養成講座開催事業及び点字・声の広報等発行事業を実施しました。

養成講座については、受講生を確保するため積極的に啓発活動に努めました。

点字・声の広報等発行事業については、市報の音訳（録音 CD）及び点訳（ダイジェスト版）を作成し、視覚障がいのある希望者に送付しました。

手話奉仕員養成講座（修了者数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前期課程	10名	13名	10名	6名
後期課程	5名	6名	7名	10名

〔課題〕

点字・声の広報発行事業において、音訳や点訳作業を行うボランティアの高齢化よるメンバーの減少が見られ、活動継続のためにボランティアグループへのサポートが必要です。

第3次改訂版の目標

講習会については、受講生を確保するため普及啓発活動に努めます。
また、関係機関との連携を継続しながらの運営に努めます。

活動期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
普及啓発 連携強化	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">2　地域包括ケアシステムの確立</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">在宅福祉サービスの推進強化</td></tr>
<tr><td colspan="2"> </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（3）障がい者（児）福祉事業の推進</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>障がい福祉サービス事業の強化とその他の自主事業の積極的な取り組み</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>平成 24 年 6 月に千葉県から指定を受け障害者総合支援法に基づく同行援護事業を開始しました。引き続き同行援護事業を実施し、視覚に障がいのある人の福祉の向上に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第 3 次計画における
取組及び評価・課題</td><td>〔取組実績・評価〕
視覚に障がいのある人へ継続的に同行援護事業を実施しました。
また、ヘルパーを確保する観点から令和 6 年度に「ガイドヘルパー養成講座」を実施し、2 名のヘルパーを確保しました。

同行援護事業実績（派遣件数）
<table><tr><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>312 件</td><td>361 件</td><td>469 件</td><td>379 件</td></tr></table>
〔課題〕
事業を継続的に実施するためにはヘルパーの確保が必要となります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第 3 次改訂版の目標</td><td>引き続き円滑に事業を運営するために、支援体制を強化し、サービスの質を向上させることで、利用者から選ばれる事業所を目指します。
また、事業継続にはヘルパーの確保が必要なため、事業周知を行い、ヘルパーの確保に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">活動期間</td><td><table><tr><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td></tr><tr><td>体制強化
・周知</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">2　地域包括ケアシステムの確立</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">在宅福祉サービスの推進強化</td></tr>
<tr><td colspan="2"> </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（4）総合相談体制の整備</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>総合相談体制の整備</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>心配ごと相談事業は、昭和50年から事業を開始し、市民の生活上のあらゆる悩みごとに応じ、適切な助言や指導を行っています。
民生委員を相談員として委嘱し、毎週火曜日と第1金曜日の午後1時から4時までを相談日として引き続き開設していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次計画における
取組及び評価・課題</td><td>〔取組実績・評価〕
日常生活のあらゆる悩みごと相談の窓口として、毎週火曜日、毎月第1金曜日を相談日として、民生委員児童委員を相談員として委嘱し、相談にあたりました。

心配ごと相談事業実績（相談件数）
<table><tr><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>18件</td><td>27件</td><td>22件</td><td>19件</td></tr></table>
〔課題〕
専門相談の窓口の充実により、相談件数が減少していることもあり、今後の相談所のあり方について検討する必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次改訂版の目標</td><td>相談内容によって、関係機関へのパイプ役や、誰かに聞いてほしいというケースも多くあるため、傾聴技法の向上に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">活動期間</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr>
<tr><td>資質の向上・周知</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr>
</table>

基本目標	２　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	地域福祉支援活動の充実強化 	
実施計画	計画方針	（１）地区社会福祉協議会活動による福祉ニーズの把握
	活動事業	地区社会福祉協議会活動による福祉ニーズの把握
活動の概要	内　容	地区ごとに活動範囲や世帯数、活用できる社会資源などが異なるため、地域住民のニーズも地区ごとに違いがあり、それぞれの地区社会福祉協議会で、自分の地域ニーズにあった活動を展開しています。
第３次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 新型コロナウイルス感染症の影響により停滞していた地区社協活動が活性化していくように担当職員が理事会等に出席するなど支援しました。 アンケート調査は実施できませんでした。 〔課題〕 担当職員によるニーズ把握（アウトリーチによるニーズ把握）を更に充実する必要があります。
第３次改訂版の目標		アンケート調査などによるニーズの把握を地区社会福祉協議会が実施することは多くの課題があることから、各地区社会福祉協議会に配置している担当職員の支援協力によるニーズ把握（アウトリーチによるニーズ把握）に努めていきます。

活動期間	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	ニーズの把握・支援体制の強化	→	→	→	→

基本目標	２　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	地域福祉支援活動の充実強化 	
実施計画	計画方針	（２）関係機関との連携強化
	活動事業	関係機関との連携強化
活動の概要	内　容	地域福祉を推進する機関として、様々な福祉関係機関とつながり、情報収集及び情報の共有化に努めます。
第３次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 おひさまといっしょにや市民ふれあいハートまつりなど、各種団体と協働しイベントを実施しました。 〔課題〕 各団体において担い手が不足しており、担い手の育成及び情報共有により、さらなる連携強化が必要です。
第３次改訂版の目標		地域福祉の中核として、福祉団体や当事者団体との連携を強化し、潜在化しているニーズの掘り起こしを行います。 また、地域の関係が薄れてきている現代社会においては、今後更に分野を越えた市内の様々な団体についての機能や役割を把握し、それぞれの機能を活かしつつ地域福祉の推進に向かって邁進する中枢的存在としての役割を強化します。

活動期間	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	連携強化・情報共有	→	→	→	→

基本目標	２　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	地域福祉支援活動の充実強化 	
実施計画	計画方針	（２）関係機関との連携強化
	活動事業	生活支援体制整備事業への協力【新規】
活動の概要	内　容	介護保険法に基づく、地域支援事業実施要綱により、市が中心となり、地域包括支援センターに”生活支援コーディネーター”を配置し、地域におけるつながりの強化に努めます。
第３次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 令和４年４月から機能強化を目的として”生活支援コーディネーター”に社協職員４名が委嘱され、地域ケア会議等に出席しました。 本事業は社協本来の目的（地域福祉の推進）と密接につながる事業であり、各地域包括支援センター、関連する事業者（ケアマネ等）とのつながりをさらに強化することができました。 生活支援コーディネーターの主な業務 ①各地域包括支援センターで実施する地域ケア会議への出席 ②地域における社会資源（地区社協・ボランティア等）の情報提供 ③各地域包括支援センターとの連絡調整、打ち合わせ等 〔課題〕 市の事業方針が確立されていないため、今後の事業展開において、社会福祉協議会の事業への関わり方、役割分担、費用負担等について市と協議する必要があります。
第３次改訂版の目標		各地域包括支援センターと社協職員が連携し、地域における社会資源等の情報共有を行い、事業への関わり方等について市と協議を行います。

活動期間	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	事業協力 市との協議	→	→	→	→

基本目標	2　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	地域福祉支援活動の充実強化	
実施計画	計画方針	（2）関係機関との連携強化
	活動事業	重層的支援体制整備事業への協力【新規】
活動の概要	内　容	共生社会の実現に向けて、市及び委託事業者が中心となり、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための”重層的支援体制整備事業”に協力していきます。
第3次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 研修会に出席しました。 令和6年10月開催 令和7年3月開催 〔課題〕 市の事業方針、事業体制を注視し、社会福祉協議会の事業への関わり（役割）を確立していく必要があります。
第3次改訂版の目標		市が示す役割分担や支援の方向性により事業に協力します。

活動期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	事業協力	→	→	→	→

基本目標	2　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	地域福祉支援活動の充実強化	
実施計画	計画方針	（3）福祉団体等に対する支援事業
	活動事業	福祉団体等に対する支援事業
活動の概要	内　容	当事者団体をはじめとする 20 の福祉団体に対して助成金を交付し、地域福祉の増進を図ります。

第 3 次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

20 の福祉団体に対して助成金を交付し、地域福祉の増進を図りました。

目標としていた助成金の見直しに向けて、各団体の活動状況を調査することはできませんでした。

福祉団体への助成実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
団体数	20 団体	20 団体	20 団体	20 団体
助成額	3, 800, 000 円	3, 800, 000 円	3, 800, 000 円	3, 770, 000 円

〔課題〕

引き続き交付団体の活動状況や課題等を調査し、福祉団体に対する助成金見直しへ向けて検討が必要です。

第 3 次改訂版の目標

福祉団体に対する助成金の見直しに向けて、各団体の活動状況等を調査・検討します。

活動期間

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
調査・検討	→	事業見直し 説明	→	→

基本目標	２　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	地域福祉支援活動の充実強化	
実施計画	計画方針	（４）要援護者（世帯）への支援
	活動事業	受託事業の効率的な運営
活動の概要	内　容	千葉県社会福祉協議会からの委託により、生活福祉資金貸付事業を実施しています。低所得者、障がい者または高齢者に対して、資金の貸付と必要な援助指導を行うことによって、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。 民生委員との連携により、滞納者の生活状況を把握するとともに指導を行なっていきます。

第３次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

①生活福祉資金貸付事業

低所得・障がい・高齢者者世帯に対する自立援助を目的に貸付相談及び申請手続き、償還指導を実施しました。

②コロナ特例貸付事業（令和２年３月 25 日～令和４年９月 30 日）

コロナ禍において、生活困窮世帯への貸付として生活福祉資金特例貸付を実施しました。

貸付件数 2,766 件、対象者数 1,533 人、貸付金額 1,001,600,000 円

③フォローアップ支援事業

コロナ特例貸付において、貸付世帯の償還が令和５年１月から始まったことから、借受人に対する支援としてフォローアップ支援事業を実施しました。

架電・手紙・訪問等を行い、償還免除案内や、少額返済、償還猶予に関する案内を行いました。

相談実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
生活福祉資金	2,917 件	1,654 件	982 件	1,044 件
フォローアップ支援	—	—	591 件	884 件

〔課題〕

多様化する相談に対応するため、相談員の知識の向上を図るとともに関係機関と連携し相談者支援に努める必要があります。

コロナ特例貸付の借受人に対する償還免除等の案内を実施した一方で、プッシュ型のフォローアップ支援が十分にできていない課題があります。

第３次改訂版の目標

多様化する相談に対応するため、相談員の専門性の向上、支援体制の強化を図ります。

特例貸付フォローアップ支援事業では“訪問”を中心としたプッシュ型支援を行っていきます。

活動期間

令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
訪問支援資質向上	→	→	→	→

基本目標	２　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	地域福祉支援活動の充実強化 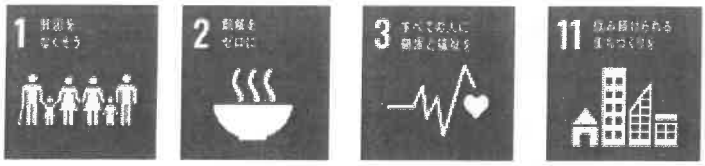	
実施計画	計画方針	（４）要援護者（世帯）への支援
	活動事業	自主事業の積極的な取り組み
活動の概要	内　容	世帯更生を目的とし、市社会福祉協議会独自の制度として 10 万円を限度に福祉資金の貸し付けを行います。 民生委員との連携により、滞納者の生活状況を把握するとともに指導を行なっていきます。 また、民生委員を対象に貸付説明会を行い、制度周知及び広報を行います。

第３次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

世帯更生を目的として貸付を実施しました。

主な貸付理由の８割が年金、給料日までのつなぎ資金や生活保護申請時のつなぎとして活用されており、自立に向けた適切な対応に努めました。

貸付実績

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
件数	84 件	112 件	136 件	119 件
貸付額	813,000 円	1,032,500 円	1,241,070 円	1,070,700 円

〔課題〕

滞りなく貸付を行うことができた一方で、償還と財源確保が課題です。

長期に渡る滞納者の生活状況等の把握・指導の必要があります。

第３次改訂版の目標

相談者の世帯状況の把握を行うとともに自立に向け、適切な機関へのつなぎを実施します。長期にわたる滞納者の生活状況の把握、償還指導を行うとともに償還困難が確認できる場合には債権放棄も含め検討します。

活動期間

令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
継続	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="2">２　地域包括ケアシステムの確立</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="2">権利擁護事業の充実強化</td></tr>
<tr><td colspan="2"> </td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施計画</td><td>計画方針</td><td>（１）日常生活自立支援事業の効率的な運営</td></tr>
<tr><td>活動事業</td><td>日常生活自立支援事業の支援体制の強化</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td>平成 27 年 4 月から、当会単独で日常生活自立支援事業を開始しましたが、更なる権利擁護事業の拡充を図るため、平成 29 年 1 月に野田市成年後見支援センターを開設しました。
野田市成年後見支援センターは、認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し支援することを目標としています。
日常生活自立支援事業では、定期的な訪問により、福祉サービスを利用する支援や、日常的な金銭管理を支援することで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３次計画における
取組及び評価・課題</td><td>〔取組実績・評価〕
関係機関との連携強化、職員の専門性の向上を図り、質の高い支援が実施できるように努めました。
世帯構成の変化や高齢化、障がい者の地域移行等の影響で事業のニーズは年々高まっており、契約件数は増加しています。

日常生活自立支援事業実績（契約件数）
<table><tr><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>93 件</td><td>100 件</td><td>106 件</td><td>111 件</td></tr></table>
〔課題〕
高まるニーズに対応すべく体制の強化を図り事業運営に取り組みました。今後も契約件数は増加していくことが想定されるため、さらなる体制の強化を図る必要があります。
また、国で「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」として、日常生活自立支援事業の事業内容の見直しが進められていることから、当会としても、適切に情報を収集し対応を検討していく必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第３次改訂版の目標</td><td>多様化するニーズに対応するため、専門性の向上、支援体制の強化を図ります。
日常生活自立支援事業の事業内容の見直しに対応するため、千葉県社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">活動期間</td><td><table><tr><td>令和８年度</td><td>令和９年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td></tr><tr><td>支援体制の強化
新事業への対応</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr></table></td></tr>
</table>

基本目標	2　地域包括ケアシステムの確立	
基本方針	権利擁護事業の充実強化 	
実施計画	計画方針	（2）成年後見制度の推進
	活動事業	野田市成年後見支援センター支援体制の強化
活動の概要	内　容	野田市成年後見支援センターは、認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し支援しており、以下の事業を実施します。 ①　相談支援事業 ②　後見人サポート事業（平成 31 年 4 月から開始） ③　法人後見事業 ④　市民後見人養成講座（野田市委託事業） ⑤　普及啓発事業 ⑥　意思決定支援事業（エンディングノート無料配布）平成 30 年 8 月から ⑦　日常生活自立支援事業 ※　日常生活自立支援事業については別に記載

第 3 次計画における取組及び評価・課題

〔取組実績・評価〕

相談支援事業、後見人サポート事業（相談件数）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
133 件 延べ 194 回	102 件 延べ 314 回	77 件 延べ 182 回	57 件 延べ 164 回

法人後見事業（受任件数）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
17 件	16 件	14 件	11 件

意志決定支援事業（エンディングノート）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
配布数	636 冊	639 冊	657 冊	562 冊
書き方講座開催回数	5 回	7 回	8 回	6 回

〔課題〕

相談件数は減少傾向にあるがニーズが減少したわけではなく、福祉関係者の事業理解が進み適切な相談ケースに集約されたことが要因であり、引き続き対応する職員の専門性の向上及び支援体制の強化を図る必要があります。

また、野田市が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」の中で「中核機関」を設置することが定められており、当会が中核機関の運営を受託する案も含め、野田市と協議を継続する必要があります。

第 3 次改訂版の目標

多様化するニーズに対応するために専門性の向上、支援体制の強化を図ります。

関係機関との連携を強化します。

成年後見制度の更なる普及・啓発に努めます。

中核機関の設置に向けて野田市と協議し、当会が受託するのであれば、適切に運営できるように準備を進めます。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
活動期間	支援体制の強化 中核機関の設置 に向けた協議	支援体制の強化 中核機関開設 （受託した場合）	→	→	→

基本目標	3　社会福祉協議会の活動基盤の強化	
基本方針	理事会・評議員会、各委員会等の組織体制の強化	
実施計画	計画方針	理事会・評議員会、各委員会等の組織体制の強化
活動の概要	内　容	福祉ニーズが多様化・複雑化しているなかで、財政状況を踏まえた上での事業全般を見直しつつ、法人の業務の重要事項を決議する理事・評議員会において、引き続き地域福祉の推進のあり方や社会福祉協議会事業の経営について幅広く議論し、法人経営を進めていきます。
第3次計画における取組及び評価・課題		〔取組実績・評価〕 平成29年4月1日施行の社会福祉法等の一部改正に伴い定款等を改正し、経営組織のガバナンスの強化及び事業運営の透明性の向上を図りました。 また、基本方針、予算等の重要決定事項について、理事会、評議員会を開催し審議いただき、円滑な事業経営に取り組んできました。 理事、評議員の選出区分についても、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会・福祉団体の代表等、幅広い分野からの人材を選出しています。 〔課題〕 新規事業、受託事業の拡充、事業の見直しなどの重要案件については、理事会で協議し、組織として取組内容を検討する必要があります。
第3次改訂版の目標		社会福祉協議会の運営状況を把握し正しい方向性が検討できるよう、選出区分の見直しの必要性を引き続き検証していきます。 また、理事会、評議員会や監事といった重層的なチェック機能の役割分担と具体的な連携を図ります。

活動期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	運営体制強化	→	→	→	→

<table>
<tr><td>基本目標</td><td colspan="5">3　社会福祉協議会の活動基盤の強化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td colspan="5">事務局体制の強化</td></tr>
<tr><td colspan="5"> </td></tr>
<tr><td>実施計画</td><td>計画方針</td><td colspan="4">事務局体制の強化</td></tr>
<tr><td>活動の概要</td><td>内　容</td><td colspan="4">地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、社会福祉協議会の自主事業・受託事業・地域福祉事業等の費用対効果の精査、自主事業の取組における採算性について検討を行うとともに、事業に必要な専門性をもった職員の資質の向上及び職員体制の強化に努めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次計画における
取組及び評価・課題</td><td colspan="4">〔取組実績・評価〕
勤怠管理システムの導入や衛生管理者及び産業医の選任など、労務管理の改善を図りました。
業務量の増加に伴い正規職員を増員し、職員体制の強化を図りました。
職員研修については、外部研修へ積極的に参加し、資質向上に努めました。

〔課題〕
現在、市からの運営補助金に頼らず基金からの繰入れにより運営していますが、一定の基金を確保する必要があること及び安定した財政基盤を構築するため、運営補助金について早急に市と協議を進める必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3次改訂版の目標</td><td colspan="4">各事業を推進する上で必要となる専門性と知識・スキルが必要であるため、職員一人一人がより質の高いサービスが提供できるよう、積極的に研修を重ね資質の向上及び資格取得に努めます。
社会情勢の変化に対応した組織体系、就業規則等の関係規程の整備を図るとともに、関係法令を遵守し、適切に対応できる組織づくりに努めます。
また、安定した財政基盤を構築するため、運営補助金について早急に市と協議を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">活動期間</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>令和12年度</td></tr>
<tr><td>研修等への参加
体制強化</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td></tr>
</table>

参考資料

1　野田市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

2　野田市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

野田市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

平成１２年　５月３０日　　制定

（目的）

第１条　社会福祉法人野田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、野田市地域福祉活動計画の円滑な実施の推進を図るため、野田市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）野田市地域福祉活動計画の推進に関すること。

（２）その他協議会の運営に関する重要事項であって会長が必要と認める事項に関すること。

（組織及び委員）

第３条　委員会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

（１）理事

（２）評議員

（３）その他会長が認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規程にかかわらず、理事及び評議員の職を退いたものは、委員の職も退いたものとする。

３　委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する。

（委任）

第７条　この要綱の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１２年５月３０日から施行する。

野田市地域福祉活動計画推進委員会　委員名簿

No	区分		氏名	備考
1	理事	地区社協の代表	中島　利男	北部地区社会福祉協議会
2		自治会の代表	五味　良仁	野田市自治会連合会
3		民生委員児童委員の代表	筑井　正	野田市民生委員児童委員協議会
4		ボランティアグループの代表	芝田　栄太郎	野田市ボランティア連絡協議会
5		福祉関係行政機関の代表	小林　智彦	野田市
6	評議員	福祉活動団体の代表	須賀田　貞彦	野田市いきいきクラブ連合会
7		ボランティア・NPO 団体の代表	沖田　多恵子	野田子ども劇場

（敬称略）

委 員 長：筑井　正
副委員長：中島　利男